

# 令和5年度 一般廃棄物最終処分場公害防止協議会 次第

日 時 令和6年2月20日(火) 午前10時から  
会 場 真野行政サービスセンター3階大会議室

## 1 開会

## 2 議題

(1) 浸出水の処理状況について

(2) 放流水及び地下水の水質検査結果について

(3) その他

## 3 閉会

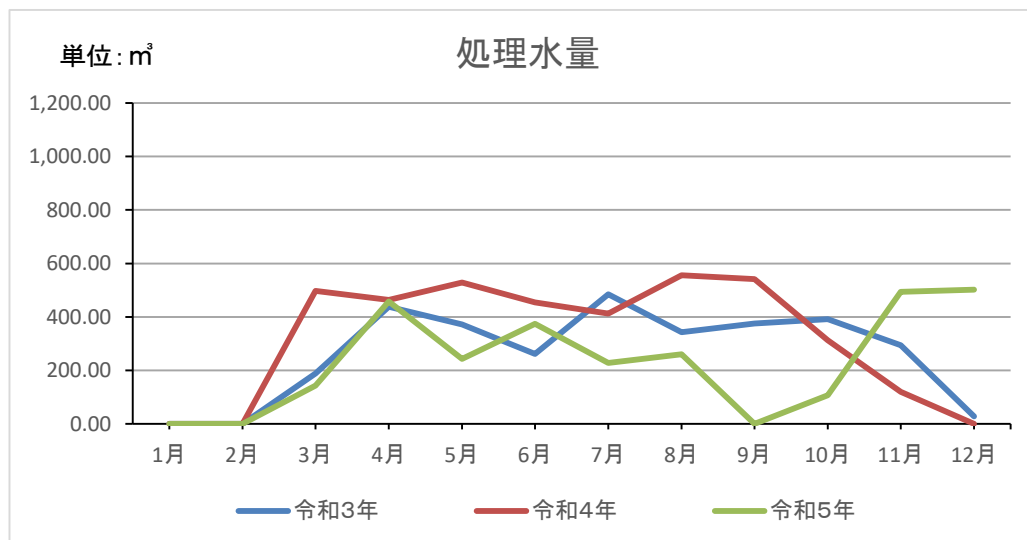
一般廃棄物最終処分場(真野クリーンパーク)浸出水処理施設

月別処理状況

【処理水量】

単位：m<sup>3</sup>

月	令和3年	令和4年	令和5年
1月	0.00	0.00	0.00
2月	0.00	0.00	0.00
3月	188.76	496.71	143.49
4月	437.73	464.08	457.86
5月	371.43	528.13	242.52
6月	262.04	454.67	373.74
7月	484.58	412.59	227.38
8月	343.35	555.72	※3 259.84
9月	374.93	540.90	※3 0.00
10月	391.85	312.75	※3 107.01
11月	294.00	119.28	493.74
12月	※1 27.62	※2 0.00	501.86
合計	3,176.29	3,884.83	2,807.44



※ 1 流量計の不具合により不正確な数値で、R3年12月16日に点検清掃し復旧しています。

※ 2 流量計センサー部に膜等が付着し、流量数値を下限值以下と感知したことによる不具合と考えられ、冬季養生明けに点検清掃し復旧しています。

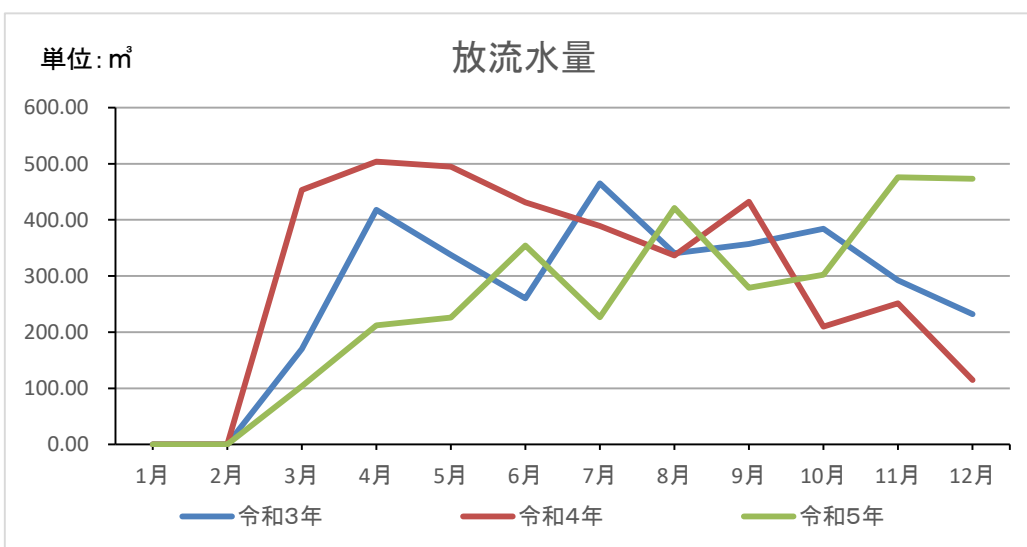
※ 3 R5年8月21日～10月25日まで、RO膜の詰まりが多くなり処理水量が流量計検出下限値より低くなったため、流量検出ができませんでした。

この間も運転は継続しており、10月26日にRO膜交換後、復旧しました。

【放流水量】

単位：m<sup>3</sup>

月	令和3年	令和4年	令和5年
1月	0.00	0.00	0.00
2月	0.00	0.00	0.00
3月	170.25	453.31	103.74
4月	418.03	503.87	212.05
5月	337.67	494.87	226.12
6月	260.49	431.08	354.20
7月	465.13	389.28	226.26
8月	340.67	336.44	421.32
9月	357.36	432.17	279.28
10月	384.21	209.79	302.27
11月	292.23	251.39	475.96
12月	232.25	114.86	473.15
合計	3,258.29	3,617.06	3,074.35





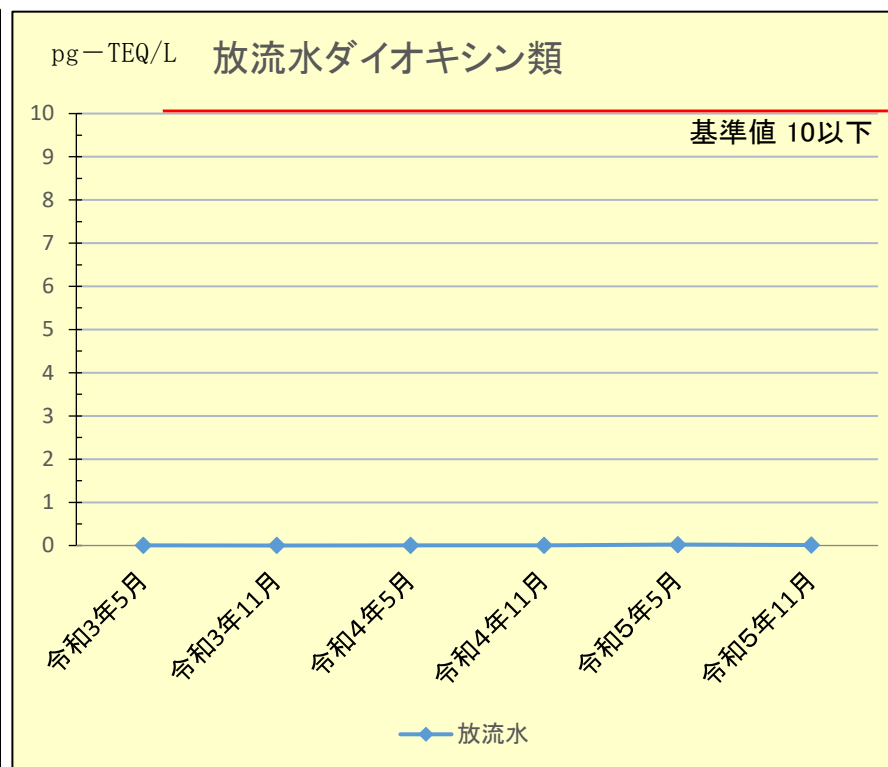
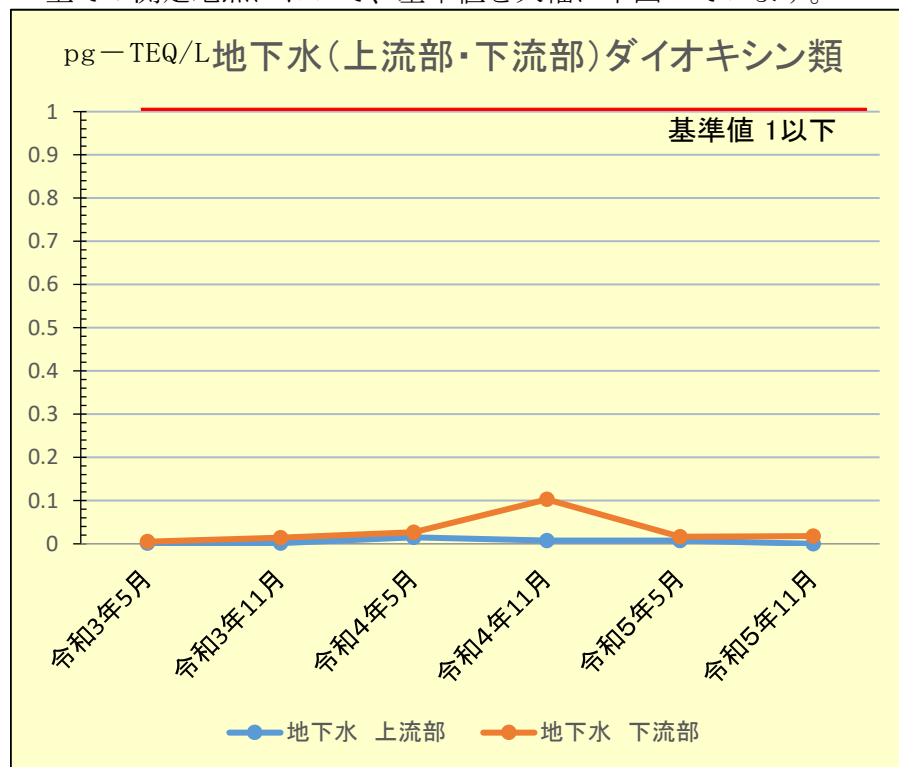
一般廃棄物最終処分場 【地下水（上流部・下流部）放流水】ダイオキシン類測定結果（令和3年度～令和5年度）

○ ダイオキシン類測定（年2回：5月、11月）

単位：pg-TEQ/L

	令和3年5月	令和3年11月	令和4年5月	令和4年11月	令和5年5月	令和5年11月	基準値
地下水 上流部	0.0015	0.0015	0.015	0.0078	0.0075	0.00008	1
地下水 下流部	0.0035	0.013	0.012	0.095	0.009	0.018	1
放流水	0.000090	0.000024	0.00050	0.0041	0.02200	0.0140	10

全ての測定地点において、基準値を大幅に下回っています。



pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

TEQ（毒性等量）：ダイオキシン類の実測濃度に毒性等価係数を乗じて得たもの

一般廃棄物最終処分場 【地下水・上流部】 検査結果（令和3年度～令和5年度）

検査結果については、令和3年度から令和5年度までの3年間において、全ての項目で基準値を下回っています。

○ 水質検査（年2回：5月、11月）

精密検査項目	単位	検査結果	地下水基準値
カドミウム	mg/l	0.0003未満	0.003以下
全シアン	mg/l	検出しない	検出されないこと
鉛	mg/l	0.001未満	0.01以下
六価クロム	mg/l	0.01未満	0.05以下
ひ素	mg/l	0.001未満	0.01以下
総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/l	検出しない	検出されないこと
P C B	mg/l	検出しない	検出されないこと
クロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.002以下
トリクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.01以下
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.1未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.002以下
チウラム	mg/l	0.0006未満	0.006以下
シマジン	mg/l	0.0003未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.02以下
ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.01以下
セレン	mg/l	0.001未満	0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.05以下

※ 未満:基準値の1/10の精度で測定し、その数値が1/10を下回るものは未満表示としている。

※ 基準値:環境省の定めによる。

一般廃棄物最終処分場 【地下水・下流部】 検査結果（令和3年度～令和5年度）

検査結果については、令和3年度から令和5年度までの3年間において、全ての項目で基準値を下回っています。

○ 水質検査（年2回：5月、11月）

精密検査項目	単位	検査結果	地下水基準値
カドミウム	mg/l	0.0003未満	0.003以下
全シアン	mg/l	検出しない	検出されないこと
鉛	mg/l	0.001未満	0.01以下
六価クロム	mg/l	0.01未満	0.05以下
ひ素	mg/l	0.001未満～0.002	0.01以下
総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/l	検出しない	検出されないこと
P C B	mg/l	検出しない	検出されないこと
クロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.002以下
トリクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.01以下
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.1未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.002以下
チウラム	mg/l	0.0006未満	0.006以下
シマジン	mg/l	0.0003未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.02以下
ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.01以下
セレン	mg/l	0.001未満	0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.05以下

※ 未満:基準値の1/10の精度で測定し、その数値が1/10を下回るものは未満表示としている。

※ 基準値:環境省の定めによる。

一般廃棄物最終処分場【放流水】検査結果（令和3年度～令和5年度）

検査結果については、令和3年度から令和5年度までの3年間において、すべての項目で基準値を下回っています。

○ 水質検査（年2回：5月、11月）

精密検査項目	単位	検査結果	放流水基準値
カドミウム	mg/l	0.003未満	0.03以下
全シアン	mg/l	0.1未満	1以下
有機りん	mg/l	0.1未満	1以下
鉛	mg/l	0.01未満	0.1以下
六価クロム	mg/l	0.05未満	0.5以下
ひ素	mg/l	0.01未満	0.1以下
総水銀	mg/l	0.0005未満	0.005以下
アルキル水銀	mg/l	検出しない	検出されないこと
P C B	mg/l	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/l	0.01未満	0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01未満	0.1以下
ジクロロメタン	mg/l	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素	mg/l	0.002未満	0.02以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.004未満	0.04以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02未満	1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04未満	0.4以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	0.3未満	3以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	0.006未満	0.06以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002未満	0.02以下
チウラム	mg/l	0.006未満	0.06以下
シマジン	mg/l	0.003未満	0.03以下
チオベンカルブ	mg/l	0.02未満	0.2以下
ベンゼン	mg/l	0.01未満	0.1以下
セレン	mg/l	0.01未満	0.1以下
n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）	mg/l	2未満	5以下
〃（動植物油脂類）	mg/l	2未満	30以下
フェノール類	mg/l	0.5未満	5以下
銅	mg/l	0.3未満	3以下
亜鉛	mg/l	0.2未満	2以下
溶解性鉄	mg/l	1未満	10以下
溶解性マンガン	mg/l	1未満	10以下
全クロム	mg/l	0.2未満	2以下
大腸菌群数	mg/l	30未満～41	3,000以下
全窒素	mg/l	0.5未満～0.6	120以下
全りん	mg/l	0.01未満	16以下
ふっ素	mg/l	0.8未満	15以下
ほう素	mg/l	1.0未満	50以下
アンモニア・亜硝酸及び硝酸化合物	mg/l	0.1未満～0.5	200以下
1, 4-ジオキサン	mg/l	0.05未満	0.5以下

※ 未満：基準値の1/10の精度で測定し、その数値が1/10を下回るものは未満表示している。

※ 基準値：環境省の定めによる。

一般廃棄物最終処分場【放流水・地下水（上流・下流）】検査結果（令和5年度）

○ 水質検査（年10回、1月2月を除く）

放流水									
項目	透視度	pH	生物化学的 酸素要求量	化学的 酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	全窒素	塩化物イオン	
単位	度	***	mg/l	mg/l	mg/l	個/1ml	mg/l	mg/l	
国基準値		5.8～8.6	60	90	60	3000	120	—	
公防協基準値		5.8～8.6	10	10	10	3000	60	500	
	月日								
令和5年度	4月20日	50.0以上	6.9(19℃)	0.6	0.5未満	1未満	30未満	0.5未満	10
	5月25日	50.0以上	7.0(20℃)	0.5	0.5未満	1未満	30未満	0.6	13
	6月1日	50.0以上	7.0(20℃)	1.5	1.1	1未満	30未満	0.6	12
	7月6日	50.0以上	7.1(21℃)	1.0	0.5未満	1未満	30未満	0.6	15
	8月3日	50.0以上	7.2(21℃)	1.1	0.5未満	1未満	30未満	0.5未満	5未満
	9月7日	50.0以上	7.1(20℃)	0.5未満	0.5未満	1未満	30未満	0.5未満	5未満
	10月5日	50.0以上	7.0(21℃)	1.4	0.7	1未満	30未満	0.5未満	7
	11月15日	50.0以上	6.7(19℃)	1.8	0.5未満	1未満	41	0.5未満	5未満
	12月7日	50.0以上	6.3(20℃)	0.6	0.5未満	1未満	87	0.5未満	5未満
	1月	冬季養生期間							
2月	冬季養生期間								
3月									

地下水NO.1(上流)								
項目	透視度	pH	生物化学的 酸素要求量	化学的 酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	電気伝導率	
単位	度	***	mg/l	mg/l	mg/l	個/1ml	mS/m	
令和5年度	4月20日	50.0以上	6.8(19℃)	0.5未満	1.8	12	30未満	8
	5月25日	50.0以上	6.7(20℃)	0.5未満	0.8	3	30未満	7
	6月1日	50.0以上	6.8(20℃)	1.5	3.6	12	30未満	8
	7月6日	50.0以上	6.9(21℃)	1.2	3.6	5	30未満	7
	8月3日	50.0以上	7.1(21℃)	0.5未満	2.4	6	30未満	7
	9月7日	50.0以上	6.7(20℃)	1.7	3.0	7	30未満	8
	10月5日	50.0以上	7.1(21℃)	7.2	7.5	13	100	9
	11月15日	50.0以上	6.1(19℃)	0.5未満	1.0	1未満	30未満	7
	12月7日	50.0以上	6.4(20℃)	1.0	5.8	49	30未満	7
	1月	冬季養生期間						
2月	冬季養生期間							
3月								

地下水NO.2(下流)								
項目	透視度	pH	生物化学的 酸素要求量	化学的 酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	電気伝導率	
単位	度	***	mg/l	mg/l	mg/l	個/1ml	mS/m	
令和5年度	4月20日	50.0以上	7.6(19℃)	1.1	6.3	5	30未満	28
	5月25日	50.0以上	7.4(20℃)	0.8	5.2	1未満	30未満	30
	6月1日	50.0以上	7.5(20℃)	4.4	8.9	5	30未満	30
	7月6日	50.0以上	7.5(21℃)	3.3	9.0	22	160	32
	8月3日	50.0以上	7.5(21℃)	4.6	9.1	4	400	33
	9月7日	50.0以上	7.4(20℃)	3.0	7.1	2	59	30
	10月5日	50.0以上	7.4(21℃)	39	15	2	180	41
	11月15日	50.0以上	7.3(19℃)	7.4	7.7	2	30未満	29
	12月7日	50.0以上	7.3(20℃)	7.6	14	15	30未満	32
	1月	冬季養生期間						
2月	冬季養生期間							
3月								



# 一般廃棄物最終処分場【原水】検査結果(令和2年度～令和5年度)

○ 水質検査 (年5回隔月、冬季養生期間除く)

原水										
項目	透視度	pH	生物化学的 酸素要求量	化学的 酸素要求量	浮遊物質 量	カルシウム	大腸菌群数	全窒素	塩化物イオン	
単位	度	***	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	個/1ml	mg/l	mg/l	
月日										
令和2年度	4月									
	5月11日	50.0以上	8.0(20℃)	3.3	8.9	5	81	30未満	2.6	210
	6月									
	7月9日	50.0以上	8.4(21℃)	6.8	8.9	10	110	30未満	1.9	110
	8月									
	9月10日	50.0以上	8.5(21℃)	3.9	9.4	3	87	30未満	3.0	260
	10月									
	11月16日	50.0以上	8.4(19℃)	6.0	8.6	4	93	30未満	2.0	120
	12月									
	1月	冬季養生期間								
	2月									
	3月	採取不可月								
	令和3年度	4月								
5月25日		50.0以上	8.4(19℃)	6.4	7.2	4	84	30未満	1.7	91
6月										
7月1日		50.0以上	8.3(21℃)	4.8	8.4	5	76	30未満	2.5	140
8月										
9月2日		50.0以上	8.3(21℃)	5.4	7.6	7	100	30未満	1.9	130
10月										
11月17日		41.0	8.3(19℃)	6.8	7.4	11	100	30未満	1.6	81
12月										
1月		冬季養生期間								
2月										
3月14日		20.0	8.4(20℃)	5.4	6.2	13	87	30未満	2.0	100
令和4年度		4月								
	5月26日	50.0以上	8.2(21℃)	6.2	8.6	5	76	30未満	2.3	200
	6月									
	7月14日	40.0	8.3(21℃)	6.6	9.0	8	80	30未満	2.4	190
	8月									
	9月1日	25	8.4(21℃)	6.0	9.0	10	87	30未満	2.1	120
	10月									
	11月16日	50.0以上	8.3(19℃)	5.0	8.5	3	99	30未満	2.2	160
	12月									
	1月	冬季養生期間								
	2月									
	3月22日	50.0以上	8.3(19℃)	5.8	8.1	11	89	30未満	1.7	110
	令和5年度	4月								
5月25日		50.0以上	8.4(20℃)	4.8	8.1	3	63	30未満	1.9	130
6月										
7月6日		50.0以上	8.3(21℃)	6.2	8.0	5	56	30未満	1.9	130
8月										
9月7日		50.0以上	8.4(20℃)	4.3	9.4	3	55	30未満	2.4	170
10月										
11月15日		32	8.3(19℃)	7.7	11	14	86	50	2.5	93
12月										
1月		冬季養生期間								
2月										
3月										

○佐渡市一般廃棄物最終処分場公害防止協議会開催要綱

平成26年4月1日

告示第92号

(趣旨)

第1条 この告示は、一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）に関する公害を防止するため、佐渡市一般廃棄物最終処分場に関する公害防止協定書（平成13年8月6日締結。以下「協定書」という。）第14条の規定に基づき、佐渡市一般廃棄物最終処分場公害防止協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協定書の適正な運用に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 処分場周辺地区から選出された住民 8人以内
- (2) 土地改良区から選出された者 2人以内
- (3) 漁業協同組合から選出された者 2人以内
- (4) 生活環境課長
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 4人以内

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(令4告示124・一部改正)

(座長)

第4条 協議会に座長を定め、座長は、生活環境課長をもって充てる。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(令4告示124・一部改正)

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 協議会の開催期間は、おおむね2年間を目途とする。

(開催通知)

第7条 市長は、協議会の開催通知、開催場所、協議案件その他重要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 協議会の参加者及び関係者は、この協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も、同様とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平29告示142・旧第10条繰上)

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第142号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第124号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。